変更した事項
位置
所在地　宮崎県油津港（東外防波堤外端）
北緯　三一―三三―四二
東経　一三一―二四―二一
光度　実効光度一五〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで七・四メートル
変更年月日　平成二十七年四月十六日

名称　宇部港第五号灯浮標
位置
所在地　山口県宇部港（宇部港西防波堤灯台の南南西方約二・一キロメートル）
北緯　三三―五五―一五
東経　一三一―一三―一三
変更した事項
位置　正規位置の一九度約四五メートル
変更年月日　平成二十七年四月二十七日
記事　一時変更

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域A灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・一キロメートル）
北緯　四三―一三―四六
東経　一四一―一七―二〇
変更した事項
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北西方約二・一キロメートル）
北緯　四三―一三―四五
東経　一四一―一七―一三
変更年月日　平成二十七年四月三十日

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域B灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・二キロメートル）
北緯　四三―一三―四三
東経　一四一―一七―二一
変更した事項
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・三キロメートル）
北緯　四三―一三―五三
東経　一四一―一七―一五
変更年月日　平成二十七年四月三十日

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域C灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・二キロメートル）
北緯　四三―一三―五〇
東経　一四一―一七―二五
変更した事項
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・二キロメートル）
北緯　四三―一三―五一
東経　一四一―一七―二六
変更年月日　平成二十七年四月三十日

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域D灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・〇キロメートル）
北緯　四三―一三―四五
東経　一四一―一七―二三
変更した事項
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・〇キロメートル）
北緯　四三―一三―四三
東経　一四一―一七―二四
変更年月日　平成二十七年四月三十日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

七月一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律
国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

承諾を求めるの件送付通知書受領

七月一日参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

議案通知書受領

七月一日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案
国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。

平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

質問書提出

七月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本版「サムの息子法」制定に関する質問主意書（初鹿明博提出）
「ビザなし交流」択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）
ＴＰＰ交渉についての政府の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）
ビザなし交流中止についての政府答弁に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）
ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

辞令

（警務部警備主幹）衆議院参事　溝江　賢
警務部調整課長を命ずる
（警務部警備課）同　清水　敏之
警務部警備主幹を命ずる
衆議院調査局調査員に任命する　大竹　浩一
決算行政監視調査室次席調査員を命ずる（以上七月一日）

参議院

議案付託

七月一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第三号）
国土交通委員会に付託

議決通知

七月一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書